

加古川市分別収集計画(第10期)

1. 計画策定の意義

従来の大量生産、大量消費型の社会経済活動は、人々に豊かさと利便性をもたらす反面、天然資源の枯渇や地球の温暖化、異常気象による災害の激甚化など地球規模の環境問題を引き起こしています。

このような状況の中、SDGs(持続可能な開発目標)の目標12「つくる責任つかう責任」では、持続可能な生産消費形態を確保することを目的に、ごみの発生抑制や再使用、再生利用が求められており、本市でも、3R(リデュース、リユース、リサイクル)について、市民・事業者・行政が一体となって取り組み、循環型社会の実現を目指していきます。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)第8条に基づき、容器包装廃棄物の排出量の抑制や資源の有効利用を推進し、循環型社会の形成を図るため、市民・事業者・行政におけるそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

2. 基本の方針

本計画を実施するに当たっての基本の方針は以下のとおりです。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって、環境への負荷の低減に配慮して行動し、循環型社会の実現を目指します。また、一体となって取り組むための仕組みを構築します。
- (2) 3Rのうち、ごみの発生及び排出の抑制に繋がるリデュース、リユースの推進を最優先に取り組みます。
- (3) 資源物について行政収集や拠点回収だけでなく、事業者による回収を活用することで、収集量の増加を図り、リサイクル率の向上を目指します。
- (4) 本計画並びに取り組みをホームページ等で公開します。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含みます)を対象とします。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	10,105.0	10,038.9	9,972.8	9,891.4	9,810.1

【内訳】

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	276.4	274.6	272.8	270.5	268.3
アルミ製容器	453.3	450.3	447.4	443.7	440.1
無色ガラス製容器	707.6	702.9	698.3	692.6	686.9
茶色ガラス製容器	608.1	604.1	600.1	595.2	590.3
その他ガラス製容器	243.2	241.6	240.0	238.1	236.1
飲料用紙パック容器	210.0	208.7	207.3	205.6	203.9
段ボール	1,304.6	1,296.1	1,287.5	1,277.0	1,266.5
その他紙製容器包装	1,680.5	1,669.5	1,658.5	1,645.0	1,631.5
ペットボトル	829.2	823.8	818.4	811.7	805.0
その他プラスチック製 容器包装	3,792.1	3,767.3	3,742.5	3,712.0	3,681.5
(うち白色トレイ)	(99.5)	(98.9)	(98.2)	(97.4)	(96.6)

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出量の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施します。

(1) 啓発活動の充実

- ① 出前講座、環境セミナー等を開催することにより、市民及び事業者に対して、ごみの排出量や処理経費等の現状を伝え、3Rの重要性を周知していきます。
- ② 容器包装廃棄物をはじめとする資源物の持ち去りは「加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で禁止していることを周知し、資源物を適正に収集します。
- ③ 3Rを促進する標語の募集等により、学校教育の場や家庭において、循環型社会への認識を高める機会を増やします。
- ④ 事業系一般廃棄物に対して、資源物の分別排出や、再資源化の促進について事業者への啓発を行います。
- ⑤ 法により実施する分別収集の重要性についての認識を高めるとともに、広報やホームページ等に本計画に関する内容を掲載し、本市の取り組みや分別排出の方法について周知していきます。

(2) 再資源化の促進

- ① 家庭系燃やすごみや事業系一般廃棄物の中には紙類が多く含まれることを周知し、分別の徹底による資源化できる紙類の収集量の増加を図ります。
- ② 加古川市資源化センター等での紙類の回収を実施します。
- ③ 集団回収活動の促進を図るため、支援活動を実施します。

(3) 3Rを推進する販売店の拡大による排出抑制

- ① レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結している事業者及び消費者協会との連携により、レジ袋の削減を推進します。
- ② 資源物の店頭回収を実施する販売店と協力し、資源物の収集量の増加を図ります。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製容器 アルミ製容器	かん
無色ガラス製容器	無色のびん
茶色ガラス製容器	茶色のびん
その他ガラス製容器	その他の色のびん
飲料用紙パック容器	紙パック
段ボール	段ボール
その他紙製容器包装	雑がみ
ペットボトル	ペットボトル
その他プラスチック製容器包装	白色トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	3,312.1	3,290.6	3,268.6	3,241.7	3,215.1

【内訳】

(単位:t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	237.7		236.1		234.5		232.6		230.7	
アルミ製容器	248.7		247.1		245.4		243.3		241.3	
無色ガラス製容器	(合計) 589.3		(合計) 585.5		(合計) 581.6		(合計) 576.8		(合計) 572.1	
	(引渡) 588.2	(独自) 1.1	(引渡) 584.4	(独自) 1.1	(引渡) 580.5	(独自) 1.1	(引渡) 575.7	(独自) 1.1	(引渡) 571.0	(独自) 1.1
茶色ガラス製容器	(合計) 348.2		(合計) 345.9		(合計) 343.6		(合計) 340.8		(合計) 338.0	
	(引渡) 347.5	(独自) 0.7	(引渡) 345.2	(独自) 0.7	(引渡) 342.9	(独自) 0.7	(引渡) 340.1	(独自) 0.7	(引渡) 337.3	(独自) 0.7
その他ガラス製容器	(合計) 207.3		(合計) 206.0		(合計) 204.6		(合計) 202.9		(合計) 201.2	
	(引渡) 206.9	(独自) 0.4	(引渡) 205.6	(独自) 0.4	(引渡) 204.2	(独自) 0.4	(引渡) 202.5	(独自) 0.4	(引渡) 200.8	(独自) 0.4
飲料用紙パック容器	63.5		63.2		62.8		62.3		61.8	
段ボール	868.9		863.2		857.5		850.4		843.4	
その他紙製容器包装	(合計) 147.7		(合計) 146.7		(合計) 145.7		(合計) 144.5		(合計) 143.3	
	(引渡) -	(独自) 147.7	(引渡) -	(独自) 146.7	(引渡) -	(独自) 145.7	(引渡) -	(独自) 144.5	(引渡) -	(独自) 143.3
ペットボトル	(合計) 557.6		(合計) 554.0		(合計) 550.3		(合計) 545.8		(合計) 541.3	
	(引渡) -	(独自) 557.6	(引渡) -	(独自) 554.0	(引渡) -	(独自) 550.3	(引渡) -	(独自) 545.8	(引渡) -	(独自) 541.3
その他プラスチック製 容器包装	(合計) 43.2		(合計) 42.9		(合計) 42.6		(合計) 42.3		(合計) 42.0	
	(引渡) -	(独自) 43.2	(引渡) -	(独自) 42.9	(引渡) -	(独自) 42.6	(引渡) -	(独自) 42.3	(引渡) -	(独自) 42.0
(うち白色トレイ)	(合計) 33.3		(合計) 33.1		(合計) 32.9		(合計) 32.6		(合計) 32.3	
	(引渡) -	(独自) 33.3	(引渡) -	(独自) 33.1	(引渡) -	(独自) 32.9	(引渡) -	(独自) 32.6	(引渡) -	(独自) 32.3

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、それぞれ直近5か年の特定分別基準適合物等の収集実績の相加平均に人口変動率を乗じて算定しています。

なお、人口変動率は「第2期加古川市人口ビジョン」(令和3年3月)に基づき算定しています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
256,573 人 (対前年度比) 0.65%減	254,894 人 (対前年度比) 0.65%減	253,215 人 (対前年度比) 0.66%減	251,149 人 (対前年度比) 0.82%減	249,084 人 (対前年度比) 0.82%減

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

現在実施している分別収集については、民間業者による委託収集及び住民団体による集団回収等によって実施しており、現行の収集体制を継続します。加古川市資源化センター等における紙類の回収は、市民及び事業者による自己搬入とします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器	かん	委託業者による定期回収、 集団回収、店頭回収	民間業者
	アルミ製容器		委託業者による定期回収、 集団回収、店頭回収	民間業者
ガラス	無色ガラス製容器	無色のびん	委託業者による定期回収、 店頭回収	民間業者
	茶色ガラス製容器	茶色のびん	委託業者による定期回収、 店頭回収	民間業者
	その他ガラス製容器	その他の色のびん	委託業者による定期回収、 店頭回収	民間業者
紙類	飲料用紙パック容器	紙パック	委託業者による定期回収、 集団回収、店頭回収、資源 化センター・資源物回収ボッ クスへの自己搬入	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期回収、 集団回収、資源化センター・ 資源物回収ボックスへの自 己搬入	民間業者
	その他紙製容器包装	雑がみ	委託業者による定期回収、 集団回収、資源化センター・ 資源物回収ボックスへの自 己搬入	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収、 店頭回収	民間業者
	その他プラスチック製 容器包装	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、分別収集を実施しているかん類、びん類、紙パック、段ボール、雑がみ、ペットボトルについては、現行の委託業者の作業場において選別、保管等を行うこととします。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	プラスチック コンテナ	平ボディ車等	民間業者
アルミ製容器		プラスチック コンテナ	平ボディ車等	民間業者
無色ガラス製容器	無色のびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車等	民間業者
茶色ガラス製容器	茶色のびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車等	民間業者
その他ガラス製容器	その他の色のびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車等	民間業者
飲料用紙パック容器	紙パック	ひもで縛る	平ボディ車等	民間業者
段ボール	段ボール	ひもで縛る	平ボディ車等	民間業者
その他紙製容器包装	雑がみ	ひもで縛る等	平ボディ車等	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ	パッカー車等	民間業者

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項

(1) 分別排出指導の徹底

保健衛生協議会に所属する保健衛生推進委員(約 540 人)に協力を求め、各地域においてごみの減量及び分別に関する指導を行うなど、排出抑制及び分別排出の徹底に努めます。

(2) 集団回収の促進

PTAや少年団、町内会等が実施する集団回収を促進するため、紙類等の収集量に応じた奨励金を交付します。